

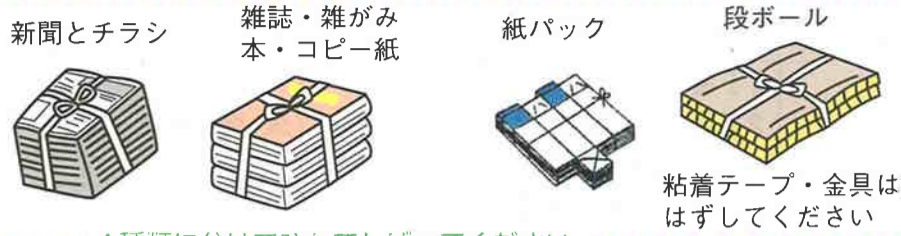
# 資源とごみの分け方・出し方

決められた集積所に収集日の朝8時までに出してください。

- ・収集曜日を必ず確認してください。
- ・収集曜日や収集方法が変更となる場合がありますので注意してください。
- ・大田区専用の粗大、または事業系の有料ごみ処理券(シール)は、区内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、清掃事務所などで販売しています。大田区では他区の処理券は使用できませんので購入時に注意してください。

## 資源 (8品目)

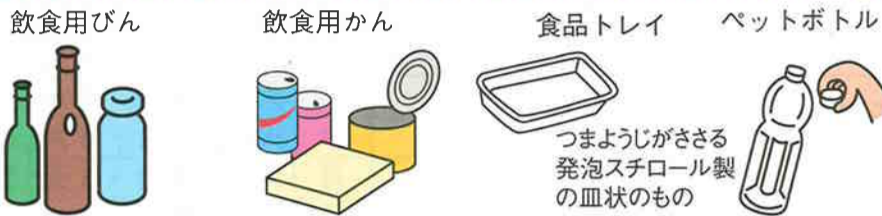
週1回 ( 曜日)



4種類に分けてひもでしばってください。

資源として回収できないもの

紙コップ、写真、カーボン紙、感圧紙、感熱紙(レシート)、ちり紙、圧着はがき、窓付封筒、ビニールコート紙、アルバム など



フタは外して、かるくすすいでください。4種類に分けて中身が見える袋かコンテナに入れてください。

資源として回収できないもの

ガラス、割れたびん、飲食用以外のびん・かん、油などで汚れたもの

### ペットボトルの店頭回収

右のペットボトルマークの付いた飲料、酒、みりん、しょうゆなどのペットボトルは、集積所の他に、スーパーやコンビニの店頭でも回収しています。キャップとラベルは可燃ごみで捨ててください。



### 廃食用油の回収

回収場所 特別出張所  
回収日時 毎週水曜日(祝日、年末年始を除く) 11時~15時  
出し方 廃食用油をペットボトルに入れて、しっかりキャップを閉めてお持ちください。



使いきったスプレー缶、使いきったカセットボンベは「資源の日」に中身の見える袋に入れて出してください。他の品目とは混ぜないでください。



申込制 (自宅前に収集に伺います) 申込電話は日本語で対応します。

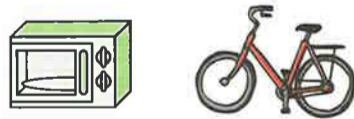
## 粗大ごみ (有料)

- 家庭から出る家具、寝具、電気製品などで一辺の長さがおおむね30cmを超えるもの。
- エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンを除きます。
- 自分で日曜日に持ち込む制度もあります。

有料粗大ごみシールを貼ってください。

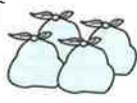
〈申込先〉 ☎ 03-5465-5300

受付: 午前8:00~午後7:00  
(12/29~1/3及び保守点検日を除く)



### 臨時ごみ (有料)

引越し、大掃除、植木の枝葉【おおむね4束(袋)以上】など一度に多量に出るごみは有料です。事前に管轄の清掃事務所に申し込んでください。



### 動物死体 (有料)

犬、猫などの死体は有料で引き取ります(1頭25kg未満に限り)。管轄の清掃事務所に申し込んでください。



### エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機 (有料)

区では回収できません。

- ①その製品を購入した販売店、または買い換えする販売店に引き取りを依頼してください。
- ②販売店で引き取ることができない場合は、「家電リサイクル受付センター」☎ 03-5296-7200 に電話してください。

■回収時にリサイクル料金と収集運搬料金が掛かります。

### パソコン (有料)

区では回収できません。

各メーカーにお申し込みください。

詳細は「パソコン3R推進センター」のホームページをご覧ください。  
http://www.pc3r.jp ☎ 5282-7685



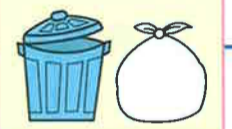
## 可燃ごみ

週2回 ( 曜日)



可燃ごみ・不燃ごみの容器  
「ふたつき容器」  
「透明または半透明の袋」

「東京23区推奨ごみ袋」  
※流通している間は使用できます



## 不燃ごみ

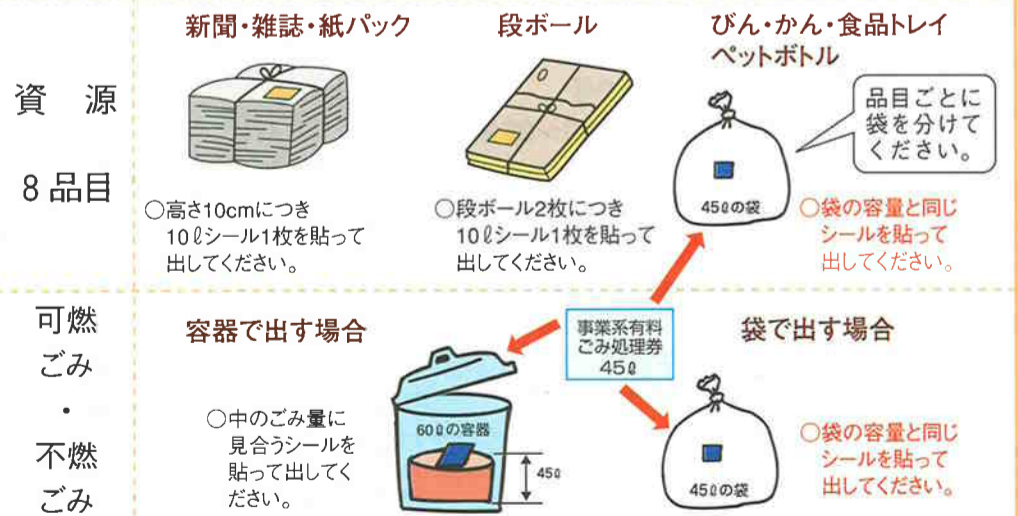
月2回 (第 曜日)



※ガラス、針、刃物などの鋭利なものは、堅牢な容器や紙などに包んで「危険」と表示してください。

## 事業系の資源とごみ (有料)

- 事業者は、自ら排出したごみを自分で処理する責任があります。
- 許可業者に収集運搬処分を委託する方法と、自ら処理施設に持ち込む方法とがあります。
- 区の業務は、家庭から排出された資源とごみを対象としています。通常業務に支障の無い範囲であれば、事業系の資源とごみの収集も併せて実施します。集積所に出してください。
- 大田区の事業系有料ごみシールに、お店や会社の名前を記入して貼って出してください。
- 平成20年4月1日から事業系の資源とごみの手数料が改定になっています。改定前のシールをお持ちの方は、環境清掃管理課か清掃事務所まで差額を支払い交換してください。



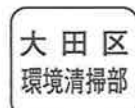
※東京23区推奨ごみ袋が流通している間は、推奨袋を使用してください。

### 清掃事務所で収集できないもの

- ★有害性のあるもの [例] 石油類(ガソリン・軽油・灯油・シンナーなど)、塗料、薬品類
- ★引火性のあるもの 印刷用インク、バッテリー、花火、マッチ、ライター、消火器
- ★危険性のあるもの 自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、土、石、砂など
- ★著しく悪臭を発するもの \*詳しくは地域の清掃事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

大森清掃事務所 ☎ 3774-3811  
調布清掃事務所 ☎ 3721-7216  
蒲田清掃事務所 ☎ 3732-5545  
環境清掃管理課 ☎ 5744-1628



大田区役所ホームページ  
http://www.city.ota.tokyo.jp/

# 資源・ごみ収集曜日一覧

※収集曜日は集積所に掲示されている看板で必ずご確認ください。

平成21年4月1日現在

町名 (50音順)	住所表示	資源	可燃	不燃	管轄の 事務所	町名 (50音順)	住所表示	資源	可燃	不燃	管轄の 事務所						
い	池上	1丁目・2丁目・4丁目	土	月・木	第2・4金	大森	し	下丸子 (全域)	火	水・土	第1・3月	蒲田					
		3丁目						新蒲田 (全域)	金	水・土	第1・3木						
		5丁目 [1~22番 25番・26番]	水	月・木	第1・3火		ち	千鳥	1丁目	木	火・金	第2・4土	調布				
		2丁目 [1~26番 28~35番・37番]															
		6丁目						火	水・土	第1・3月	ちゆ	中央	2丁目 [27番・36番 38~40番]	土	月・木	第2・4金	蒲田
		7丁目 [1~23番・25番 26番・29番]															
		8丁目 [1~19番]	金	水・土	第2・4木		て	田園調布	1丁目	木	火・金	第2・4水	調布				
		5丁目 [23番・24番 27番・28番]															
	7丁目 [24番・27番 28番・30番・31番]	金	水・土	第1・3木	な	仲池上 (全域)	2~5丁目	月	火・金	第1・3土	調布						
	8丁目 [20~27番]																
石川町 (全域)	木	火・金	第2・4水	大森	仲六郷	1丁目	木	火・金	第2・4水	蒲田							
う	鵜の木	1丁目	木			火・金					第1・3土	2~4丁目	月	火・金	第2・4土		
		2丁目・3丁目	木	火・金	第2・4土	に	西蒲田	1~7丁目	金	水・土	第2・4木	蒲田					
お	大森北	1丁目・4丁目・5丁目	木	火・金	第2・4水			西糀谷 (全域)	水	月・木	第2・4火		大森				
		2丁目・3丁目・6丁目	木	火・金	第1・3水	西馬込 (全域)	土		月・木	第1・3金	調布						
	大森中	(全域)	金	水・土	第2・4木		西嶺町 (全域)	月	火・金	第1・3土		大森					
		大森西	1丁目・2丁目	火	水・土	第2・4月		西六郷	1丁目	木	火・金		第2・4水	蒲田			
	3丁目~6丁目		火	水・土	第1・3月	2~4丁目	月		火・金			第2・4土					
	7丁目 [1~6番 7番 (6~19号)]					木	火・金	第1・3水	は	萩中 (全域)	水	月・木	第1・3火	蒲田			
	7丁目 [7番 (1~5号 20~28号) 8番・9番]		金	水・土	第2・4木						羽田 (全域)				土	月・木	第2・4金
	大森東	1丁目・2丁目				金	水・土	第2・4木	羽田旭町 (全域)	土		月・木	第1・3金	大森			
		3丁目~5丁目	金	水・土	第1・3木	ひ	東蒲田 (全域)	木		火・金	第1・3水						
	大森本町	1丁目	火	水・土	第2・4月			東糀谷 (全域)	土			月・木	第1・3金	大森			
2丁目 [1~24番 25番 (1~9号 20~30号) 26番・27番 (1~4号) 31~33番]		金				水・土	第2・4木		東馬込 (全域)	月	火・金				第1・3土	調布	
2丁目 [25番 (10~19号) 27番 (5~7号) 28~30番]								大森		東嶺町 (全域)		金	水・土	第2・4木			
大森南		1丁目 [5~11番 12番 (8~16号) 17番 (7~17号) 18番 (7~14号)]				金	水・土		第1・3木		東矢口	1丁目 [1~4番 8番・9番 (1~7号 19~21号) 10番 (8~13号)]			水	月・木	第1・3火
	2~5丁目	金	水・土	第1・3木	蒲田												
	1丁目 [1~4番 12番 (1号・2号 18号・20~26号) 13~16番 17番 (1~6号・18~27号) 18番 (1~6号・16~26号) 19~24番]							土		月・木	第1・3金	東雪谷	1丁目・4丁目	水	月・木	第1・3火	調布
	蒲田	4丁目・5丁目	水	月・木	第2・4火												
蒲田本町 (全域)		木				火・金	第2・4水	東六郷 (全域)	月	火・金	第1・3土	蒲田					
か	上池台	1丁目・4丁目	土	月・木	第2・4金	へ	平和島 (全域)		金				水・土	第2・4木	大森		
		2丁目・3丁目	水	月・木	第1・3火			ほ	本羽田 (全域)	土	月・木	第2・4金				蒲田	
		5丁目	水	月・木	第2・4火	み	南蒲田 (全域)			水			月・木	第1・3火	調布		
き	北糀谷 (全域)	土	月・木	第1・3金	南千束			1丁目・2丁目	土	月・木	第2・4金	大森					
		北千束 (全域)	土	月・木		第1・3金	南馬込	3丁目					土	月・木	第1・3金		
		北馬込 (全域)	月	火・金	第2・4土	南雪谷 (全域)		1丁目・2丁目	月	火・金	第1・3土	大森					
		北嶺町 (全域)	金	水・土	第1・3木		3丁目	月					火・金	第2・4土			
く	久が原	1丁目	金	水・土	第2・4木	や	矢口 (全域)	火	水・土	第2・4月	蒲田						
		2丁目	火	水・土	第1・3月							ゆ	雪谷大塚町 (全域)	木	火・金	第2・4水	調布
		3~6丁目	火	水・土	第2・4月												
さ	山王	1丁目・2丁目	月	火・金	第1・3土	大森											
		3丁目・4丁目	月	火・金	第2・4土												